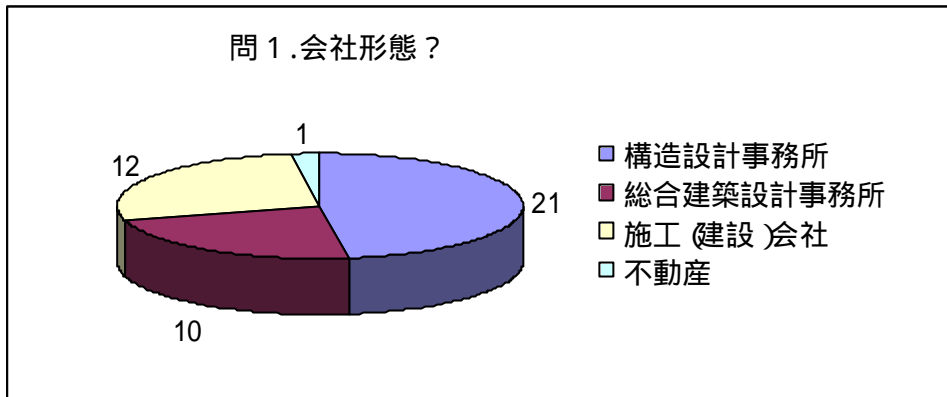


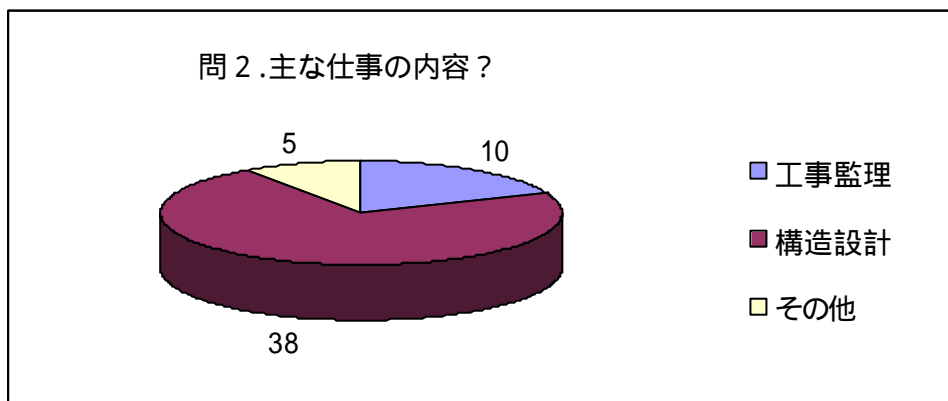
問1. 会社形態？

21 10 12 1
 構造設計 総合建築 施工(建 不動産
 事務所 設計事務 設)会社



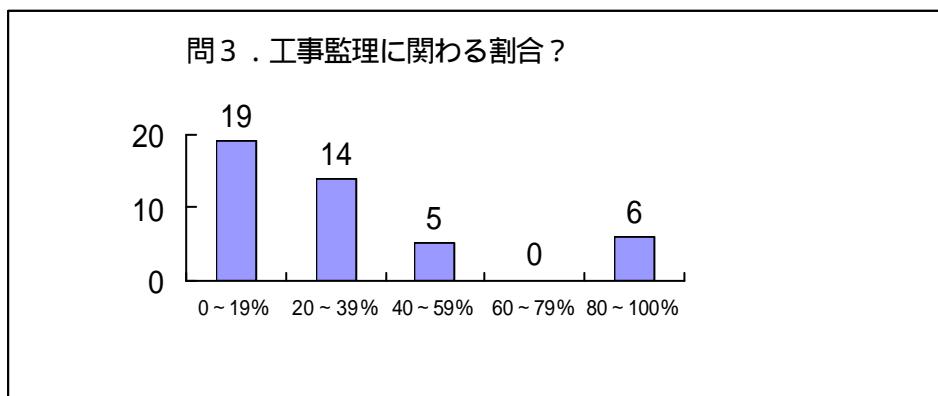
問2. 主な仕事の内容？

10 38 5
 工事監理 構造設計 その他



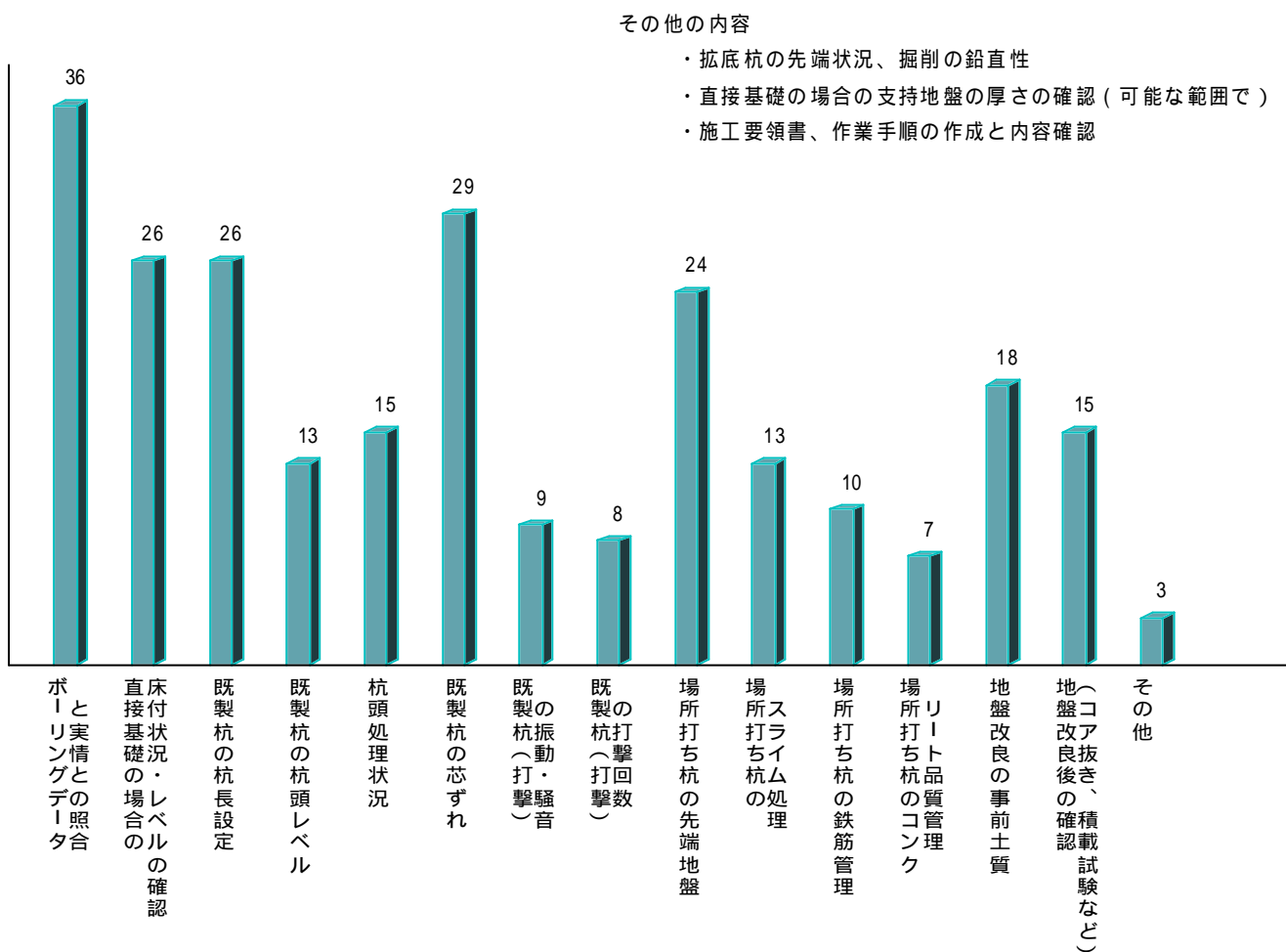
問3. 工事監理に関わる割合？

19 14 5 0 6
 0~19% 20~39% 40~59% 60~79% 80~100%

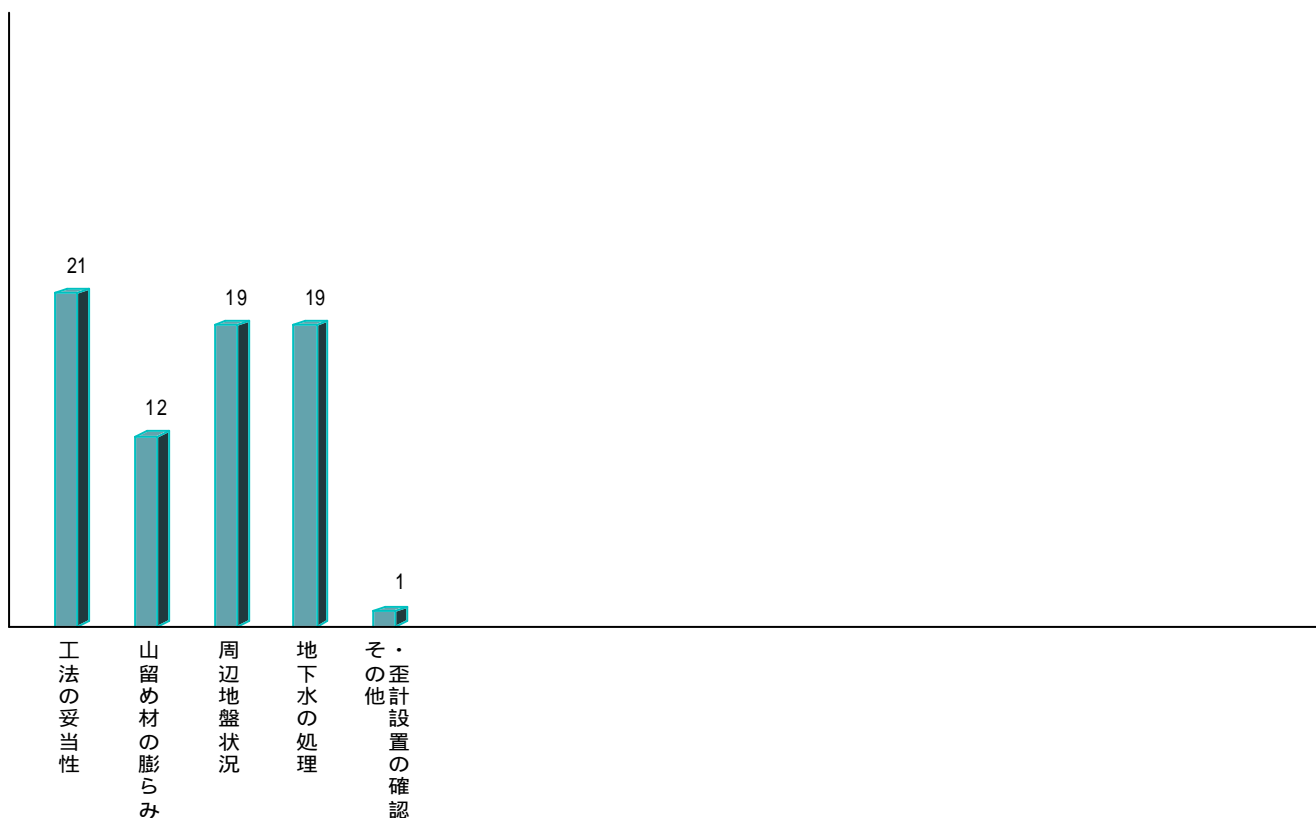


問4. 工事監理をする上で重点的にチェックまたは注意していることはありますか？

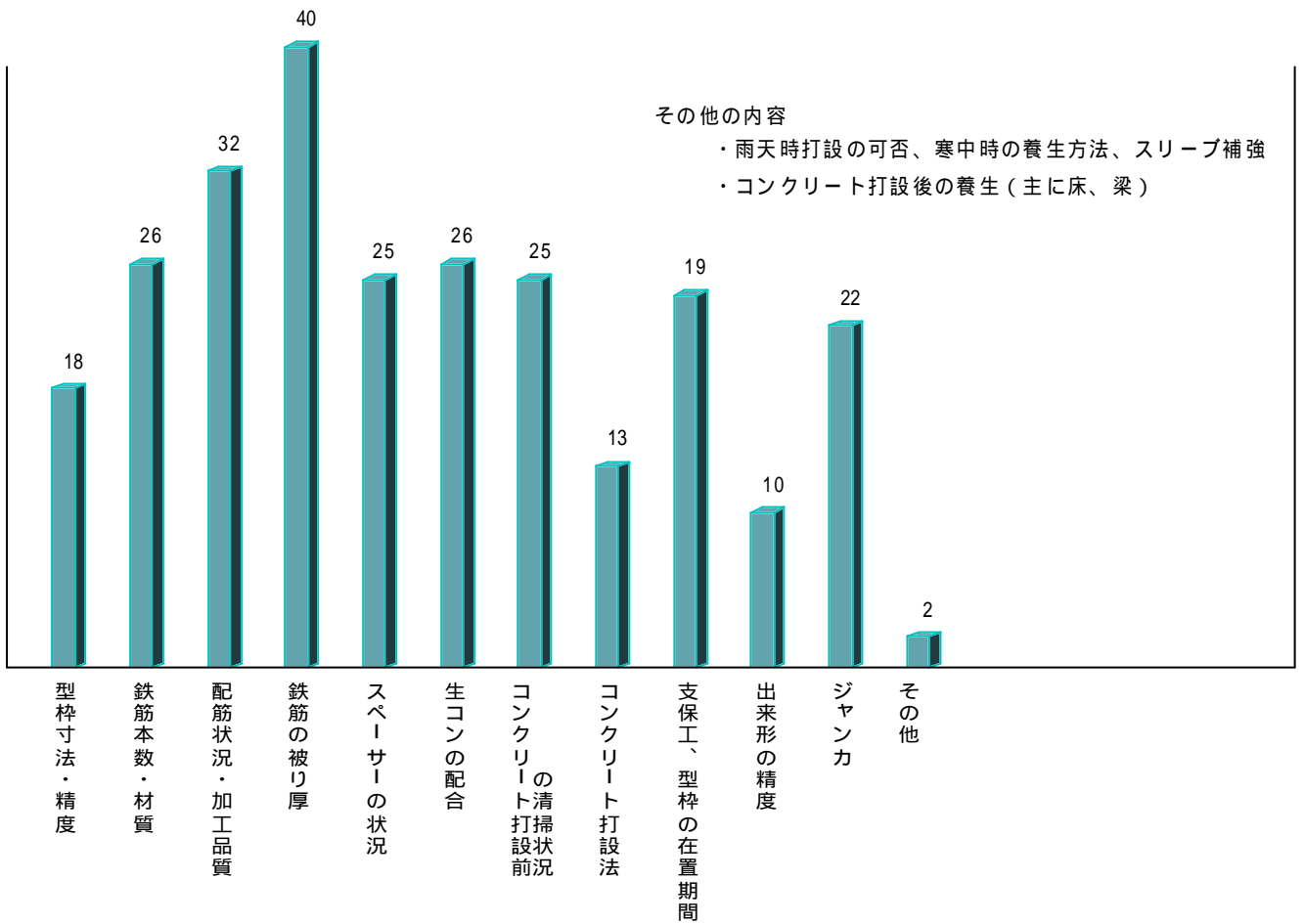
基礎構造関連



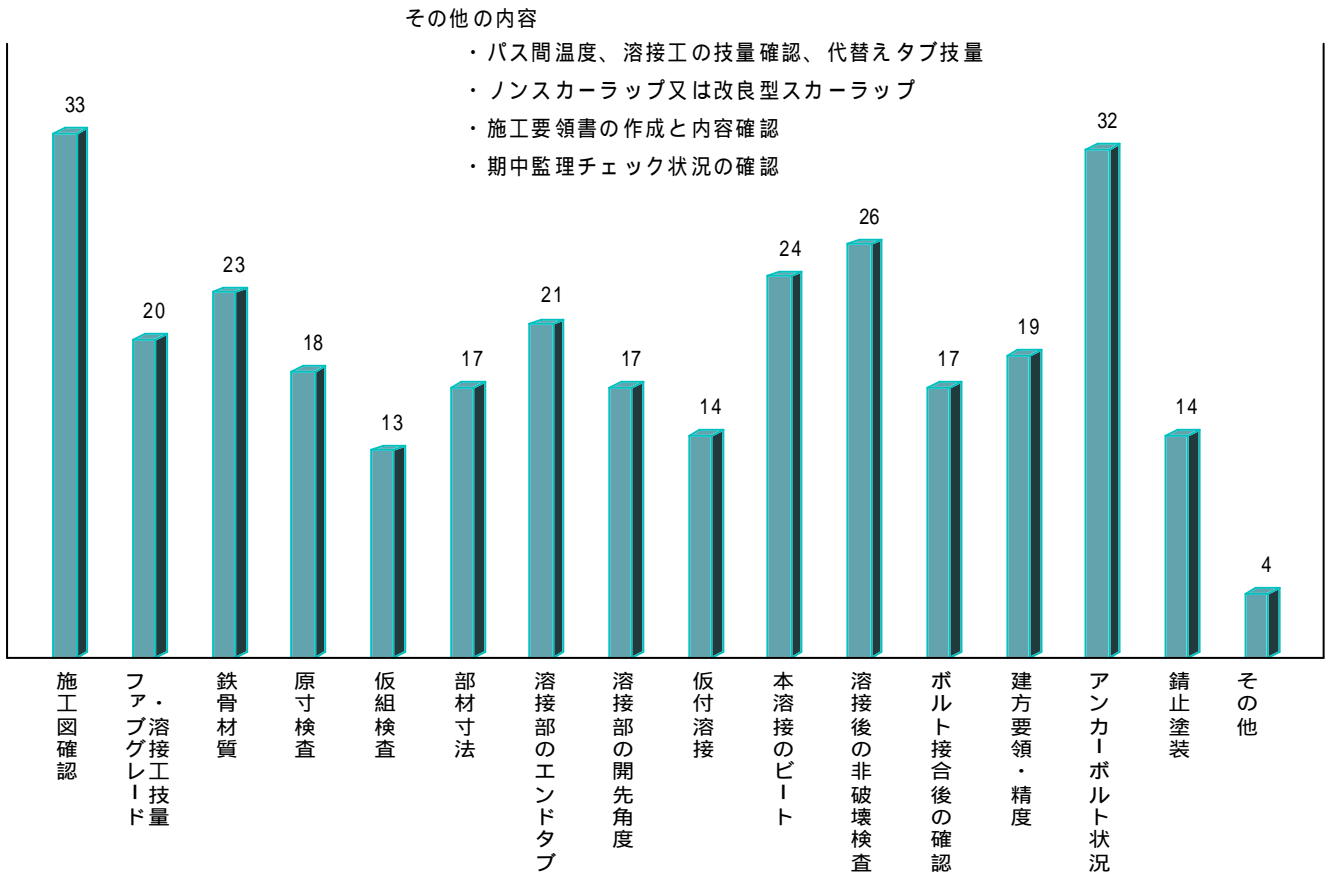
山留め工事関連



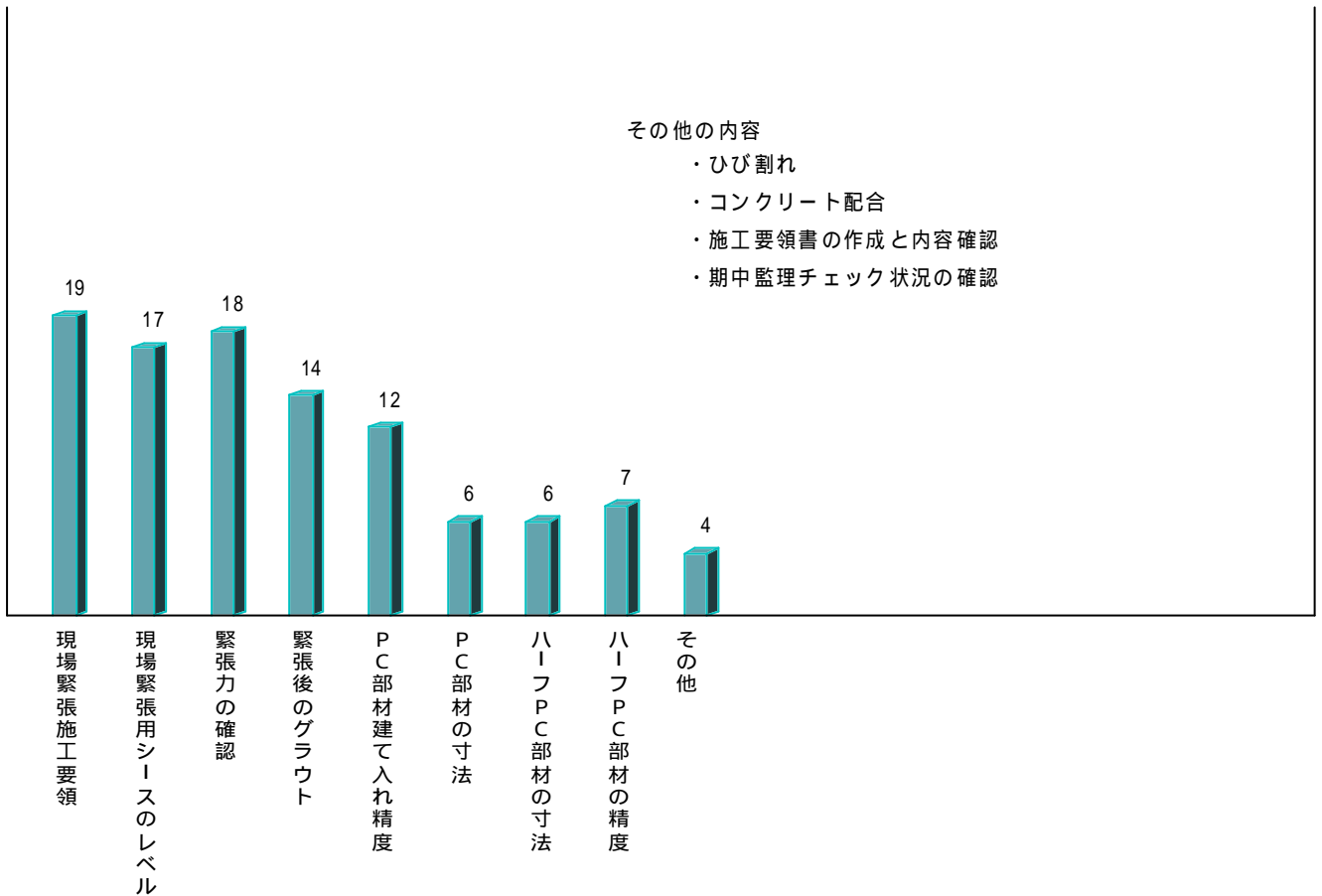
鉄筋・コンクリート工事関連



鉄骨工事関連



プレキャスト工事関連



問5．今後、工事監理について必要な課題はありますか？

- ・溶接部の目違い発生時の処理方法
- ・設計図から施工に移行した場合、駆体の調整や基礎の変更が生じる場合が有り、この時に計画変更となる。
この場合、手続きは設計管理の業務となり工期が圧迫され結果品質の問題にも影響すれば監理者責任にもなる。
一設計者としては、それほど権限はないのに負担は重くなっている様におもえます。
- ・監理契約とコストの問題解決（中小事務所で顕著）
- ・品質法による検査状況（住宅性能表示関係）
- ・鉄骨材質でSN材使用の範囲、及び取材がSN材、二次部材SS材の使い分け
- ・UT検査の発注はファブからではなくゼネコン、建主又は監理者から依頼すべきだと思う
- ・構造設計者は構造体の納りをもっと勉強する必要がある。納っていない図面が多すぎる。
- ・構造に関する工事管理は100%構造設計担当者になるべきと思う。
- ・鉄筋工事において鉄筋継手位置，定着の確保について現場監督が良く理解していないので工事が始まる前に打合せが必要。
又、下請けまかせの施工が良く有るので気をつけている。
- ・データより杭長を決定しても予定どおりに杭耐力が得られない時など追加料金（杭代）が発生した時に責任を感じる・・・
経済性を考えて杭長を決定したが・・・
- ・駆体工事の監理に構造設計者が立ち会うことを義務つけるべきである。
（全然構造のわからない者が立合って業者まかせのケースを見受ける。）
- ・施工中の施工管理状況（チェックシート、写真などの記録）を確認することが大切だと思います。
- ・管理責任